

地方分権の推進に関する方針

～真の分権型社会の実現に向けた
新たな大都市制度の創設に関する基本的考え方～

平成 22 年 10 月

川崎市

目次

I 地方分権の推進に関する方針の策定に当たって

1	国家システムの制度疲労と社会・経済状況の著しい変化	1
2	中央集権的な仕組みから分権型の仕組みへと転換する地方分権の必要性	1
3	大都市を取り巻く状況の変化	2
4	方針策定の趣旨・目的	3

II 地方分権の推進に関する基本的考え方

1	自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度の創設	4
(1)	法的な位置付け	4
(2)	担う事務権限等	4
(3)	新たな大都市制度を支える税財政制度の構築	5
(4)	区の設置	5
2	新たな大都市制度の創設による効果	6
(1)	市への主な効果	6
(2)	市民への主な効果	7
(3)	周辺都市等への主な効果	7
3	地域主権改革への対応等	9
(1)	事務権限の移譲への対応	9
ア	法令改正に基づく事務権限の移譲	9
イ	地方自治法に基づく県市間の事務権限の移譲	9
ウ	国の出先機関の見直しに係る事務権限等の移譲	10
(2)	法令に基づく義務付け等の廃止・縮小への対応	10
(3)	真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築	11
ア	国と地方の「税の配分」の是正	11
イ	大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	12
ウ	大都市特例税制の創設	12
エ	国庫補助負担金の改革	13
オ	国直轄事業負担金の改革	13
カ	県事業に係る負担金の見直し	13
4	新たな大都市制度の創設に向けて	14
(1)	「新たな特別市」の更なる検討の実施	14
(2)	他都市との連携の充実と提案等の実施	14

I 地方分権の推進に関する方針の策定に当たって

1 国家システムの制度疲労と社会・経済状況の著しい変化

現在、政府により、住民に身近な行政は地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための「地域主権改革」が行われているところです。

現在の国家システムは、国、都道府県、市町村の3層構造を基本とする中央集権的な行財政の仕組みに基づき、権限、財源、情報等を国に集中し、国主導で地方まで一律の施策を展開させることで、戦後の高度経済成長など、国全体を成長させる役割を果たしてきました。

しかし、二重行政¹の無駄や、市町村への法令等に基づく義務付け・枠付け²、国等による関与³が多く存するなどのため、少子高齢化の進展、大都市圏への人口の集中及び産業・経済活動の集積と地方の疲弊、国際的な都市間競争の激化、経済のグローバル化など、社会・経済状況の著しい変化に伴い生じた様々な課題や行財政需要に対して、地方自治体が迅速・的確・柔軟に対応し、自主的・自立的に地域の特性を生かして個性豊かな地域づくりを行うことが困難となっています。

2 中央集権的な仕組みから分権型の仕組みへと転換する地方分権の必要性

地方分権とは、より地域の特性を生かしたまちづくりを可能にすることや、市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かさを実感できる地域社会を実現することなどを目的として、国家システムを中央集権的な行財政の仕組みから、地域のことは地域で決定することができる分権型の行財政の仕組み⁴に変える改革です。

地方自治体が、直面する様々な課題と向き合い、それらを解決していくためには、地方自治体の自主的・自立的な行財政運営を妨げ、時代の要請に合わないものとなっている国家システムを改め、自ら決定し、実行するために必要な事務権限、財源等を有することにより、高い自由度のもとで迅速・的確・柔軟に、自主的・総合的な事務・事業の実施が可能となる制度が構築される必要があります。

¹ 同一・類似目的の行政サービスや事務手続き等が、国と地方又は都道府県と市町村の間で重複して実施されることをいいます。

² 義務付け：一定の課題に対処するため、地方自治体に、計画の策定など一定の種類の活動を義務付けること。
枠付け：地方自治体の活動について、施設の居室の床面積に係る基準を設けるなど、手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

³ 県又は市町村が事業等を行う場合に、当該事業等について、法令により大臣又は知事の協議、同意、許可・認可・承認を要するものとする。

⁴ 地方自治法では、地方自治体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことや、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本として、国と地方自治体との間で適切に役割分担すること、などが規定されています（地方自治法第1条の2）。

3 大都市を取り巻く状況の変化

大都市に関する制度⁵は、主に、指定都市が都道府県に代わって一定の事務権限を担う特例として、昭和31年に暫定的に地方自治法に定められました。

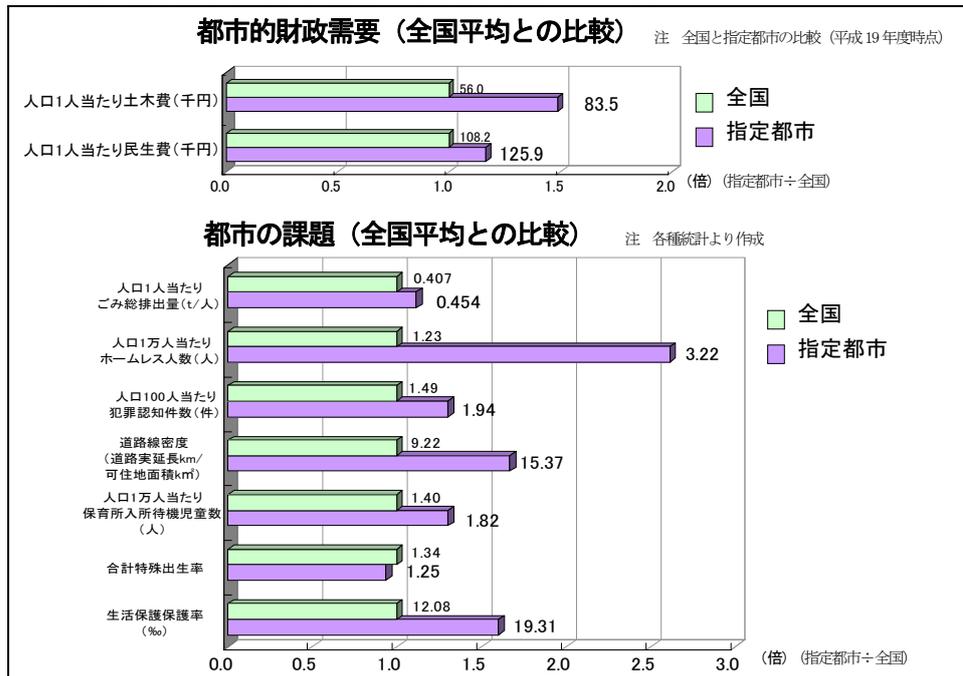
その後50年以上が経過し、国や道府県と指定都市との二重行政による無駄が顕著となっているとともに、人口の集中⁶や産業・経済活動の集積に伴い、企業、労働力、金融、情報などが大都市圏に集中した結果、様々な都市的課題や大都市特有の行財政需要が著しく増大するなど、指定都市を取り巻く状況も著しく変化しています。

そのため、指定都市が存する圏域や日本においては、指定都市の果たすべき役割が更に重要なものとなっています。

しかし、大都市に関する制度等における次のような問題により、様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うなど、指定都市が自らの役割を十分に果たすことが困難となっています。

- ① 義務付け・枠付け又は関与が多く存すること。
- ② 包括的な事務権限が不足していること。
- ③ 大都市特有の行財政需要に応じた税制上の措置が不十分であること。
- ④ 大都市特例事務に見合う税制上の措置がされていないこと。

<都市的課題、大都市特有の行財政需要の主な例>



(出典)「平成23年度国の施策及び予算に関する提案」(平成22年7月 指定都市市長会)

⁵ 政令で指定する人口50万人以上の市(指定都市)が、児童福祉に関する事務、都市計画に関する事務などについて、都道府県に代わって処理することができる制度です(地方自治法第252条の19)。平成7年には中核市(政令で指定する人口30万人以上の市)、平成12年には特例市(政令で指定する人口20万人以上の市)に関する制度が創設されました。

⁶ 指定都市(19市)の人口は増加し、総人口の約20%となっています。特に、神奈川県においては、平成22年4月の相模原市の指定都市移行後は、横浜(40.8%)・川崎(15.7%)・相模原(7.9%)の指定都市3市の人口が、県人口(9,026千人)の64.4%(5,811千人)を占めるに至っています。また、横須賀市(中核市)を加えると69.0%(6,232千人)となります(平成22年5月1日推計人口(概算値))。

指定都市が、自らの役割を十分に果たし、その存する圏域や日本の持続的な発展に更に貢献していくためには、国家システムを分権型の行財政の仕組みへ転換する中で、自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度を創設することが大きな課題となっています。

<指定都市が果たすべき主な役割>

高度な行政能力に基づき、

- ① 様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うこと。
- ② 都市的課題解決のモデルを提示すること。
- ③ 市町村間での水平連携の推進とそのセンター機能⁷を担うこと。
- ④ 都市経営を通じて、国際貢献を担うこと。
- ⑤ 市民の自己決定による市民による自治を充実すること。
- ⑥ ①～⑤を実現することにより、結果として存する圏域や日本の持続的な発展に貢献すること。 ほか

4 方針策定の趣旨・目的

本市はこれまでも多くの地方分権推進の取組を進めてきましたが、地方分権は、国家システムのあり方という大きな視点において行われている行財政の構造改革であることから、一つひとつの取組自体の実効性は、その都度多くの市民が具体的な効果として実感しにくいものでした。

また、真の分権型社会は短期間に実現できるものではなく、その実現に向けた実効性のある取組を一つずつ着実かつ継続的に重ねていかなければならないものです。

この方針は、地方分権の推進に関して、新たな大都市制度のあり方など、真の分権型社会の実現に向けた本市の基本的な考え方を国等へ示していくことによって、市民の理解と支持による世論を形成し、着実で実効性のある取組につなげていくことを目的としています。

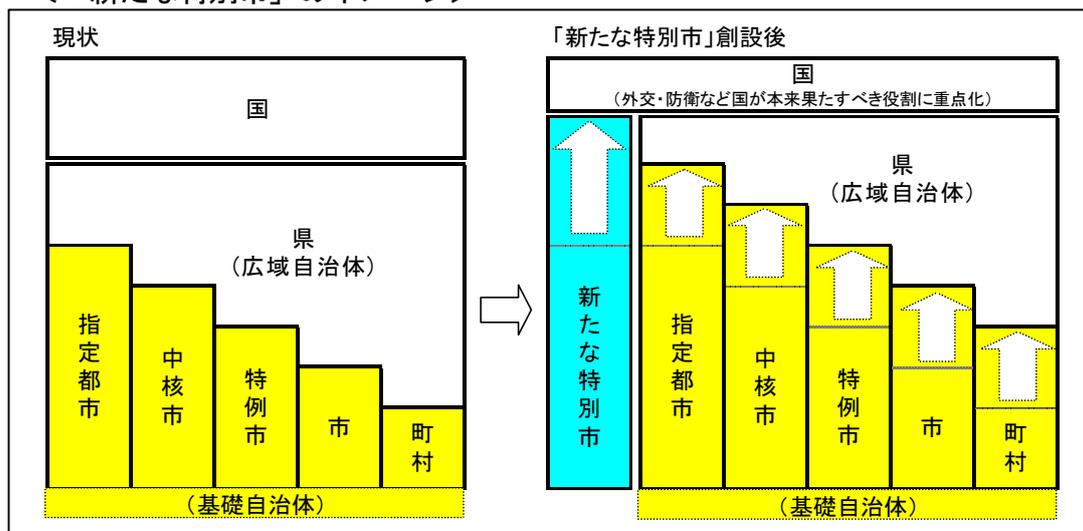
⁷ スタッフの充実、多様な課題解決の経験に基づくノウハウの蓄積による、広域連携や補完的役割の中心的な機能をいいます。

Ⅱ 地方分権の推進に関する基本的考え方

1 自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度の創設

指定都市が、自主的・自立的な行財政運営により、様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うなど、自らの役割を十分に果たすことを可能とする、新たな大都市制度における「新たな特別市⁸」の基本的な考え方は、次のとおりです。

<「新たな特別市」のイメージ>



※矢印（）は、新たな大都市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直しなどに基づき、それぞれが担う事務権限の充実を示しています。

(1) 法的な位置付け

「新たな特別市」は、**県に包括されない、県域から独立した地方自治体**とします（指定都市の「新たな特別市」への移行は、任意とします。）。

また、「新たな特別市」は、いわゆる“基本法”である地方自治法又は「(仮称)地方自治法⁹」に規定されるべきです。

(2) 担う事務権限等

様々な分野の事務・事業を自主的・総合的に実施するため、基礎自治体と広域自治体の機能を併せ持ち、真に国が担うべき事務権限以外の市域に及ぶすべての事務権限を担います。

その結果として、二重行政などの無駄がすべて排除されるとともに、国や県から市への義務付け・枠付け又は関与をなくすことができます。

⁸ 「特別市」制度は、昭和22年に、都道府県及び市に属する事務を処理すること、都道府県の区域外とすることなどの位置付けで地方自治法に規定されましたが、その後適用される市はなく、昭和31年に同法の規定から削除されました。

⁹ 平成22年1月に総務省に設置された地方行財政検討会議において検討が進められている、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案をいいます。

(3) 新たな大都市制度を支える税財政制度の構築

「新たな特別市」には、地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営を行うための、事務・事業を自主的・総合的に実施することができる事務権限と同時に、それを執行するために必要な経費に係る自主財源が不可欠です。新たな大都市制度の創設に当たっては、国と地方の「税の配分」¹⁰を是正するとともに、画一的な地方税制を改め、担う事務・権限に見合った税制となるよう、「新たな特別市」がすべての地方税を一元的に課し、徴収する税財政制度とします。

(4) 区の設定

「新たな特別市」においては、区を設置します。

なお、「新たな特別市」は、市と区による新たな二重の行財政の仕組みとはせず、行政区を単位とし、その特性を最大限に生かしながら市民による自治の充実を図ります。

<「新たな特別市」において自主的・総合的に実施することができる 主な分野、事務・事業の例>



注：「※」印は「新たな特別市」において、新たに事務権限を担うこととなる分野、事務・事業です。その他は、指定都市が既に担っている事務権限に加え、現在、県が担っている事務権限も併せて、すべての事務権限を担うこととなる分野、事務・事業です。

¹⁰ 国民が負担する国税と地方税とがどのような比率で割り振られているかを示すものです。

2 新たな大都市制度の創設による効果

新たな大都市制度の創設により、県と市による2層制の行財政運営が、市による行財政運営に一元化されます。

「新たな特別市」においては、二重行政等が解消されるとともに、様々な分野の事務・事業を自主的・総合的に実施することができる事務権限と、それを執行するために必要な経費に係る自主財源の確保などにより、自主的・自立的な行財政運営が可能となります。

その結果として、市、市民、周辺都市等への重要な効果をもたらし、「新たな特別市」の存する圏域や日本の持続的発展に大きく貢献することが可能となります。

(1) 市への主な効果

① 都市的課題等への迅速・的確・柔軟な対応

自由度の高い政策立案、更に迅速な事務・事業の実施などにより、様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うとともに、地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりを推進することができます。

② 市民による自治の充実

「新たな特別市」においては、市民による自治の充実等のための本市のこれまでの取組¹¹を、よりきめ細かな施策の実施により、更に充実することができることから、自己決定力の高い、市民による自治の充実を図ることができます。

③ 都市的課題の解決モデルの周辺都市等への提示

環境問題、安全安心にかかわる問題など、都市的課題の解決手法について、次に続く他の都市の参考となるモデルを提示することができます。

④ 効果的・効率的な水平連携の推進

「新たな特別市」の存する圏域における広域的な行政課題や、周辺の都市間で水平連携を行う方がより効果的・効率的な市民サービス等につながっていく事務権限について、中心的な役割を担いながら、広域的な水平連携により執行することができます。

¹¹ ①区役所を地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点にしていくことや、区民会議の運用や市民協働の仕組みの的確な運用を行うことなどによる、地域の活力を活かす取組、②区役所について地域の総合的な視点から機能強化を図るとともに、局区間の連携を一層強化していくことなどによる、地域の課題・特性に柔軟に対応できるようにするための取組、などをいいます。

(2) 市民への主な効果

① 多様なニーズに対応した更に効果的・効率的な市民サービスの享受

「新たな特別市」により、多様なニーズへの迅速・的確・柔軟な対応と、その地域の特性に合った施策が展開されることから、更に効果的・効率的な市民サービスを受けることができます。

② 行政の透明性の向上（税の使途等の明確化、重複的手続の解消等）

行財政運営が、「新たな特別市」に一元化されることから、税の使途や行政情報の所在の明確化が図られるとともに、重複的な手続等が解消され、責任の所在等がより明確になります。

③ 自己決定力の高い、市民による自治の充実

地域の活力や市民の課題解決能力が生かされて、自己決定力が高い、市民による自治の充実した地域社会の実現が可能になります。

(3) 周辺都市等への主な効果

① 都市的課題解決モデルの活用

周辺都市等は、「新たな特別市」の提示する都市的課題の解決手法を効果的に活用することができます。

② 「新たな特別市」が中心的な役割を担う水平連携への参加

周辺都市は、「新たな特別市」が中心的な役割を担う水平連携に参加することにより、広域的な行政課題などに対し、効果的・効率的な行政運営を展開することができます。

③ 事務委託の活用

周辺都市等は、「新たな特別市」の高い行政能力などを活用し、効果的に事務委託をすることができます。

④ 相乗的な経済効果の享受等

「新たな特別市」が充実した行財政運営を行うことにより、効果的な経済活動が進むことなどから、周辺都市等も相乗的な経済効果を受けることができます。

また、環境分野をはじめとする様々な分野における人類共通の課題に対し、「新たな特別市」が積極的に取り組むことにより、国際社会の更なる発展につなげることができます。

【新たな大都市制度の創設による効果】

様々な分野の事務・事業を自主的・総合的に実施することができる事務権限と、それを執行するために必要な経費に係る自主財源の確保などに基づく「新たな特別市」による自主的・自立的な行財政運営が可能

<市への主な効果>

- ① 都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うこと等
- ② 市民による自治の充実
- ③ 都市的課題の解決モデルの周辺都市等への提示
- ④ 効果的・効率的な水平連携の推進

<市民への主な効果>

- ① 多様なニーズに対応した更に効果的・効率的な市民サービスの享受
- ② 行政の透明性の向上（税の使途の明確化、重複的手続の解消等）
- ③ 自己決定力の高い、市民による自治の充実

<周辺都市等への主な効果>

- ① 都市的課題解決モデルの活用
- ② 「新たな特別市」が中心的な役割を担う水平連携への参加
- ③ 事務委託の活用
- ④ 相乗的な経済効果の享受等

「新たな特別市」の存する圏域や日本の持続的な発展への大きな貢献

3 地域主権改革への対応等

本市は、新たな大都市制度の創設が実現するまでの間、現在進められている「地域主権改革」等において、国と地方の役割分担の抜本的な見直しに基づく、事務権限の移譲や義務付け等の廃止・縮小への対応、真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築などを着実に進める必要があります。

これらに関する本市の基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 事務権限の移譲への対応

「基礎自治体優先の原則」に基づき、住民に身近な行政を市町村が担うためには、関係する事務権限を包括的に移譲することが必要です。

ア 法令改正に基づく事務権限の移譲

この地域主権改革においては、介護保険法に基づく「指定居宅サービス事業者の指定等」や都市計画法に基づく「区域区分に関する都市計画の決定」など、一部の事務権限が本市へ移譲される予定となっています。

これらの事務権限の移譲に当たっては、円滑に県から引き継ぎを受けることはもちろん、市民サービス向上の視点を基本として、効果的・効率的な事務・事業の実施が行われる制度の構築と体制の整備を行います。

また、事務権限の移譲に伴い必要となる財源については、税源移譲により措置されるべきです。

イ 地方自治法に基づく県市間の事務権限の移譲

法令改正に基づき移譲される事務権限を更に市民サービスの向上に資するものとするため、当該事務権限と密接に関連する県の事務権限についても、地方自治法に基づく県市間の権限移譲の仕組み¹²を活用して、次の視点を総合的に勘案した上で県と調整を行い、本市への移譲につなげていくことが必要です。

<事務権限移譲の視点>

- ① 市民生活に直結し、市民サービスの向上につながること。
- ② 本市の特性を生かし、柔軟で効果的な行政の運営に資すること。
- ③ 関連する事務権限との連携により行政の総合化に資すること。
- ④ 事務の一元化など効率的な事務執行が図れること。また、新たな二重行政を生じさせないこと。
- ⑤ 事務権限に見合う財源が確保され、超過負担（経費増、増員等）を来たさないこと。

¹² 都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県知事と市町村長の協議に基づき、都道府県の条例の定めるところにより、市町村が処理することができるとする制度です（地方自治法第252条の17の2～第252条の17の4）。

ウ 国の出先機関の見直しに係る事務権限等の移譲

国の出先機関の見直しについては、地域主権戦略大綱¹³において、「原則廃止」を基本として、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止、整理、合理化等の結論を得るとされています。

本市としては、この見直しに当たっては、まず国が行財政改革を行うことを前提として、個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール、組織のあり方を内容として策定される予定の「アクション・プラン（仮称）」が地方分権の目的に沿う内容となるよう、個々の事務・権限、財源、人員等の取扱いについて、基本的な考え方を整理し、国に提案等を行います。

(2) 法令に基づく義務付け等の廃止・縮小への対応

基礎自治体が高い自由度のもとで、自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、義務付け・枠付け又は関与を原則として、すべて廃止することが必要です。

この地域主権改革においては、都市公園法に基づく「地方公共団体の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準」など、法令に基づく義務付け・枠付け・関与の一部が廃止・縮小される予定となっています。

これらに対応して基準を条例化するに当たっては、次の視点を総合的に勘案して行います。

<制度構築の視点>

- ① 地域の実情を踏まえた独自性
- ② 近隣都市との連続性・広域性
- ③ 他の制度との均衡・連動性

なお、法律により基準を条例に委任する場合の当該基準の内容については、そのほとんどが、政省令で定める基準の内容を条例に定めるものとする「従うべき基準」であることから、実質的に条例の上書き権の拡大になっていません。

地方自治法等において条例の上書き権を保障した上で、すべての基準について、地方自治体の実情を踏まえて、自らの決定と責任に基づき、条例を定めることができる仕組みとすることにより、地方自治体の裁量の範囲を拡大すべきです。

¹³ 地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講じる必要がある法制上の措置等を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取り組み方針を明らかにするものとして、閣議決定(平成22年6月)されました。

(3) 真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築

ア 国と地方の「税の配分」の是正

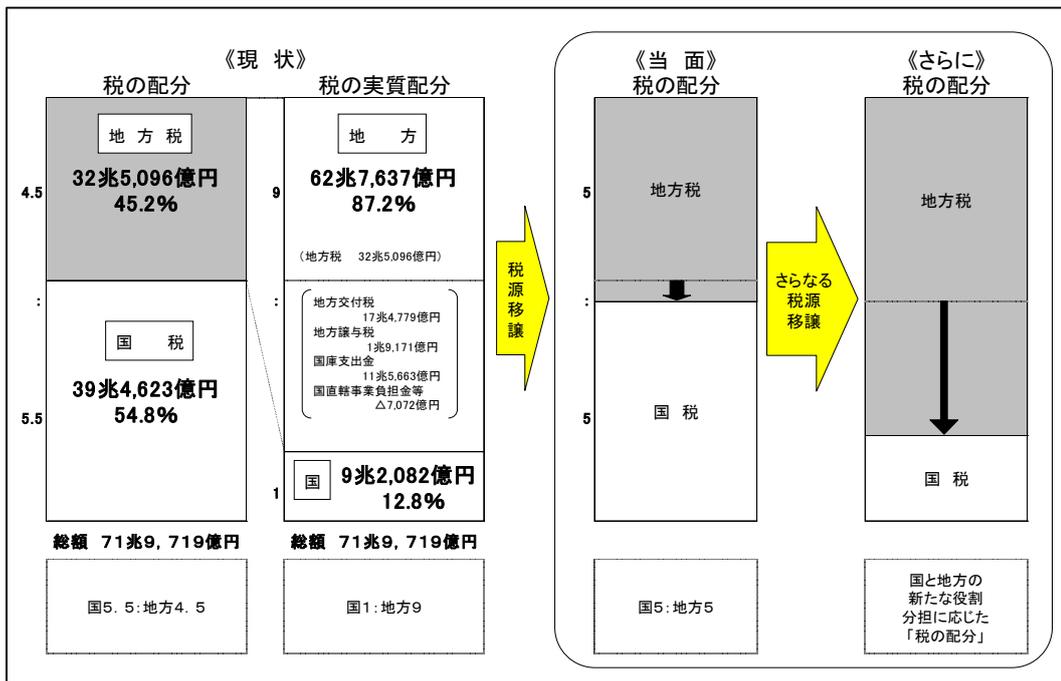
国と地方の役割分担の抜本的な見直しに基づき、国から地方への事務権限の移譲が進むことにより、**地方の事務権限に見合う自主財源の確保が可能な税財政制度を構築**することがより一層必要となります。

現在、国と地方の間の「税の配分」は「国5.5：地方4.5」であり、地方交付税¹⁴、国庫支出金¹⁵等も含めた「税の実質配分」が「国1：地方9」となっていることから、地方の自主的・自立的な行財政運営に見合う「税の配分」とはなっていません。

地方自治体の自主的・自立的な行財政運営を可能にするためには、国と地方の役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高め、地方税中心の歳入構造にすべきです。

まずは、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税¹⁶からの税源移譲を行い、**国・地方間の「税の配分」を「国5：地方5」にした上で、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすべきです。**

<国・地方における租税の配分状況（平成22年度予算）>



※現状の「税の配分」(国5.5：地方4.5)は、当面の目標である「国5:地方5」に近いものとなっていますが、これは、景気の影響による法人税などの国税の大幅な減収に起因するものであり、「税の配分」の是正によるものではありません。

(出典)「平成23年度国の施策及び予算に関する提案」(平成22年7月 指定都市市長会)を参考に作成

¹⁴ 地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、国税五税の一定割合(所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%)を国が地方自治体に配分するものをいいます。

¹⁵ 国において公益性があると認めた特定の事務事業に対して交付される給付金をいいます。

¹⁶ 主要な税目のことをいいます。なお、市税においては市民税や固定資産税などが該当します。

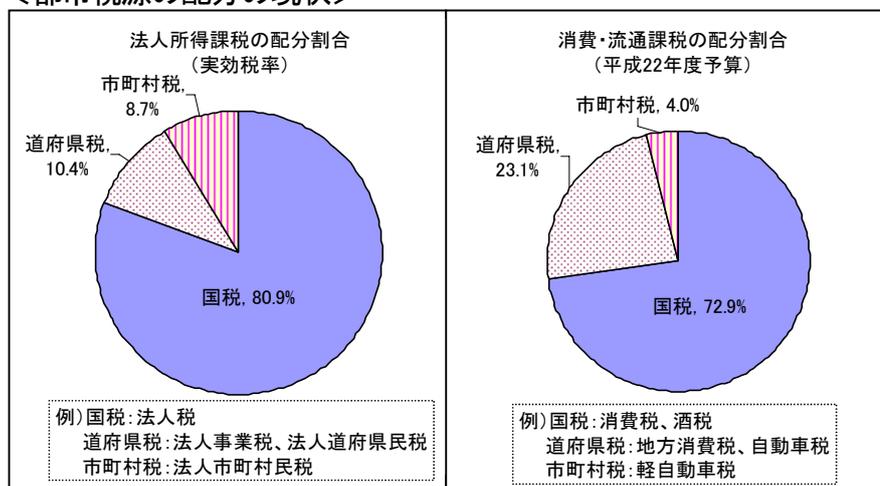
イ 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

指定都市は、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、その税制上の措置は不十分となっています。

現在、法人の所得に対して課せられる税（法人税、法人事業税、法人住民税等）及び消費・流通に対して課せられる税（消費税、酒税、地方消費税、自動車税、軽自動車税等）、いわゆる都市税源は、法人事業税、法人住民税、地方消費税などの地方に対する配分の割合が極めて低くなっています。

しかし、指定都市において、法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していること及び消費流通活動が活発に行われていることを踏まえ、大都市特有の財政需要に対する税制上の措置として、都市税源、特に法人住民税と地方消費税の配分割合を拡充強化すべきです。

<都市税源の配分の現状>



(出典) 「平成23年度国の施策及び予算に関する提案」(平成22年7月 指定都市市長会)

ウ 大都市特例税制の創設

大都市特例事務¹⁷については、現在、所要額約180億円のうち約44億円(平成22年度予算・本市算定)が本市の税源として措置されているに過ぎないことから、市が県に代わって行っている事務の所要額全額について、税制上の措置がされるよう、県から市への税源移譲により「大都市特例税制」を創設することが必要です。

その際、現行制度においても県と市との間で税源が配分されている税目で、かつ新たな徴税コストを生じさせない基幹税(個人県民税、法人県民税、地方消費税)から移譲すべきです。

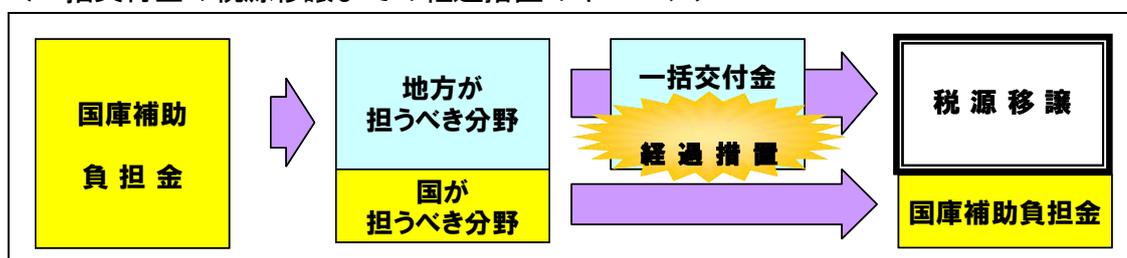
¹⁷ 大都市に関する制度において、法令で定めるところにより、指定都市が都道府県に代わって処理することができる事務をいいます。

エ 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金制度により、詳細な基準が画一的に適用されるという形で国の関与を受けていることは、自主的・自立的な行財政運営の妨げとなっています。国と地方の役割分担を明確化した上で、**国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担し、地方が担うべき分野については、住民に近い基礎自治体が自主的に行政運営を行い、真に必要なサービスを提供することができるよう、国庫補助負担金を廃止し、所要額について税源移譲を行うべきです。**

なお、**国庫補助負担金の一括交付金化については、税源移譲までの経過措置**とし、各地方自治体が事業を執行するために必要となる総額を確保するとともに、府省の枠等を超えた使途を認めるなど、**地方の自由裁量を拡大するための制度**にしていく必要があります。

<一括交付金の税源移譲までの経過措置のイメージ>



オ 国直轄事業負担金の改革

国直轄事業負担金については、平成22年4月に維持管理費分が廃止されたところですが、残る建設費分についても、国と地方の役割分担を整理し、**国が行うこととされた事業については、国が全額費用負担し、国直轄事業負担金を廃止すべきです。**また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するに当たっては、**税源移譲により必要経費全額を財源措置すべきです。**

カ 県事業に係る負担金の見直し

県事業に係る負担金については、県と市の役割分担を整理し、**県が行うこととされた事業について、県が全額費用を負担し、市の負担は廃止すべきです。**

4 新たな大都市制度の創設に向けて

新たな大都市制度の創設に向けての取組の方向性は、次のとおりです。

(1) 「新たな特別市」の更なる検討の実施

本市は、この方針の内容を更に具体的に示していくため、「新たな特別市」における事務権限の執行のあり方、税財政制度などの具体的な仕組みなどについて、**国の地方行財政検討会議等の検討状況も踏まえながら引き続き検討を進めていきます。**

(2) 他都市との連携の充実と提案等の実施

指定都市市長会¹⁸との連携を強化し、**同市長会による大都市制度の提案に協調していくとともに、九都県市首脳会議¹⁹等を通じて、他都市と共同で国家システムのあり方などを研究し、引き続き国に提案等をしていきます。**

¹⁸ 大都市としての主張をより機動的・効果的に表明し、指定都市の共同活動を更に強化するため、平成15年12月に発足した指定都市の市長を構成員とする団体。現在、指定都市19市で構成されています。

¹⁹ 首都圏の広域的又は共通の行政課題に積極的に対応するため、昭和54年7月に東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市及び川崎市の知事又は市長を構成員として設置された団体。

現在、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長を加え、九都県市の首脳を構成員としています。

地方分権の推進に関する方針

～真の分権型社会の実現に向けた
新たな大都市制度の創設に関する基本的考え方～

平成22年10月
川崎市

(問い合わせ先)

川崎市総務局行財政改革室

電話 044-200-2761

ファックス 044-200-0622

電子メール 16gyosys@city.kawasaki.jp